

一般社団法人日本フィットセラピー協会専用補償制度のご案内

《施設所有（管理）者賠償責任保険・フィットセラピー賠償責任補償特約（個人会員専用）など》

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび「一般社団法人 日本フィットセラピー協会」は、協会に所属される会員の皆さまのための補償制度をご用意しました。

本補償制度は、「フィットセラピー」に関する活動を取り巻く賠償リスクを総合的に補償する制度です。本制度により、会員の皆さまが安心して活動することができ、活動を支援できるものと確信いたしてしておりますので、この機会に是非ご加入くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

本制度では、会員様が「フィットセラピー」に関する業務（活動）中の偶然な事故によって、他人に身体の障害または財物の損壊を与えてしまった場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害を補償します。

制度の特長

1. フィットセラピーにかかる賠償リスクを幅広く補償します。

- 業務（活動）中に生じた他人に対する賠償事故から生産物賠償（PL）事故までカバーする当協会独自の補償制度です。

2. 施術・施設に関する賠償責任を補償します。

- 施術・施設に関する賠償責任補償（漏水危険担保特約セット）
 - ・フィットセラピーによって生じた賠償事故を補償します。
 - ・事業施設内で発生した賠償事故を補償します。
 - ・出張サービスに起因する対人・対物の賠償事故を補償します。
 - ・事業施設の漏水に起因する賠償事故を補償します。

3. 商品（生産物）に関する賠償責任（PL）を補償します。（オプション）

- 商品（生産物）に関する賠償責任（PL）補償（オプション）

補償内容のご説明

1. 事業施設・業務遂行に関する賠償責任リスク

個人会員様の店舗等の事業施設の所有、使用または管理および業務の遂行に起因する対人・対物事故により、個人会員様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

【支払限度額】対人対物共通限度額 1事故 1億円 【自己負担額】1事故1万円

事故例

- ・お客さまの衣服にオイルをこぼし、衣服を汚してしまった。
- ・お店の管理不備が原因で、建物付属の看板が落下し、路上駐車車の車にキズをつけてしまった。

保険金をお支払いできない主な場合

① 次の事由によって生じた損害

- ・ 保険契約者、被保険者の故意
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、暴動等
- ・ 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性
- ・ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性
- ・ 環境汚染(汚染物質が不測かつ突発的に流出した場合は除きます。)
- ・ 汚染物質の処理費用の支出

など

② 次の賠償責任を負担することによって被る損害

- ・ 損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物(昇降機に積載した他人の財物を除きます。)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対する賠償責任
- ・ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・ 航空機、自動車もしくは銃器または事業施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

など

2. フィットセラピー業務(施術行為)に関する賠償責任リスク

個人会員様の行なうフィットセラピー業務(施術行為)^[注]に起因する対人事故により、個人会員様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

【支払限度額】被害者1名／1事故500万円 【自己負担額】1事故1万円

事故例

- ・お客さまにフィットセラピー業務を行なったところ、オイルが合わず、お客さまの肌が腫れてしまい、病院に通院された。

保険金をお支払いできない主な場合

「1. 事業施設・業務遂行に関する賠償責任リスク」の保険金をお支払いできない主な場合のほか、次の場合にお支払いすることができません。

- ・ 被保険者のフィットセラピー業務(施術行為)の結果、望んだ結果が現れなかったことによる賠償責任
- ・ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行ったフィットセラピー業務(施術行為)に起因する賠償責任
- ・ 「医療行為」に該当する行為に起因する賠償責任

など

[注] 医師免許等を必要とする施術行為(医療行為)に起因する賠償責任については対象外となります。

3. 店舗で直接販売・提供した商品(生産物)に関する賠償責任リスク(オプション)

個人会員様が事業施設において直接販売または提供し、個人会員様の占有を離れた商品(生産物)に起因する対人・対物事故により、個人会員様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

【支払限度額】対人対物共通限度額 1事故／保険期間中1,000万円 【自己負担額】1事故1万円

事故例

- ・販売したフィットセラピー関連商品に欠陥があり、お客さまの肌のトラブルを起こし、損害賠償請求をされた。

保険金をお支払いできない主な場合

「1. 事業施設・業務遂行に関する賠償責任リスク」の保険金をお支払いできない主な場合のほか、次の場合にお支払いすることができません。

- ・ 生産物の瑕疵(かし)に起因するその生産物自体に発生した財物の損壊に対する賠償責任
- ・ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、取扱い、供給もしくは処分した生産物に起因する賠償責任
- ・ 生産物の回収措置が講じられた場合、その措置に要した費用
- ・ 生産物が被保険者の意図する効能または性能を発揮できないことによる賠償責任

など

支払限度額(保険金額)と自己負担額

	支払限度額 (保険金額)	自己負担額
1. 事業施設・業務遂行に関する賠償責任リスク	対人対物共通限度額 1事故 1億円	1事故1万円
2. フィットセラピー業務(施術行為)に関する賠償責任リスク	対人 被害者1名/1事故500万円	1事故1万円
3. 店舗で直接販売・提供した商品(生産物)に関する賠償責任リスク(オプション)	対人対物共通限度額 1事故/保険期間中 1,000万円	1事故1万円

対象となる業務

- 一般社団法人日本フィットセラピー協会が定義するフィットセラピーに関する業務
- 上記にかかわる営業活動、ピラ配り、出張業務(ただし託児に関わる業務を除きます)

※ 日本国内で行われた業務に限ります。

※ その他の業務(施術行為)が含まれる場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

対象とならない主な業務

医師・看護師・薬剤師・柔道整復師・鍼灸師が行なう施術、はり・あん摩・マッサージ(エステティックサロンで行なうものでなく、指圧師等がその資格に基づいて行なうマッサージ)など

お支払いする保険金の種類

事故が発生してから損害賠償金のお支払いに至るまでに発生する、さまざまな費用に対して保険金をお支払いします。

	保険金の種類	概要
①	損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
②	損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために必要または有益な費用
③	求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のための必要または有益な費用
④	緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用
⑤	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用
⑥	協力費用	制度引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用

※損害賠償金、損害防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用については、各賠償責任リスクの支払限度額(保険金額)を限度にお支払いします。

※争訟費用は直接要した費用の全額をお支払いします。ただし、損害賠償金の額が支払限度額(保険金額)を超える場合は、支払限度額(保険金額)のその損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。

※協力費用は直接要した費用の全額をお支払いします。

※支出にあたり、事前に制度引受保険会社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

このパンフレットで使用 する用語のご説明

●**被保険者**(この保険契約において補償を受けられる方をいいます。) ●**支払限度額**(制度引受保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。) ●**自己負担額**(被保険者がご負担いただく金額です。) ●**保険期間**(保険のご契約期間をいいます。)

保険期間とご加入に関して

この制度は、一般社団法人日本フィットセラー協会と制度引受保険会社との1年間の損害保険契約となります。

補償期間(保険期間):2023年4月1日～2024年4月1日

- ① 補償開始日時点で個人会員の場合には、当協会更新及び保険加入の手続きをとると、補償期間開始日から補償の対象となります。ただし、当協会を脱退した場合には補償の対象外になります。
- ② 途中入会の方は、当協会への入会と取扱代理店による所定の保険料の領収、契約内容変更依頼書の受領が完了したとき以降、補償開始となります。その際の補償期間の終期は、2024年4月1日となります。
- ③ 当該保険は一般社団法人日本フィットセラー協会が契約者の為、会員個人には保険証券は発行されません。(希望により加入証明書を発行しております。)

事故が発生したときは

- 万一、この制度の対象となる事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店もしくは制度引受保険会社までご連絡ください(被害者がいる場合には、被害者に対する応急手当等を施し、医療機関まで護送した後にご連絡ください。)。また、損害の発生および拡大の防止に必要な手段を講じるとともに、他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合には、その権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。
なお、被害者との間で賠償金額等を決定(示談)する場合には、必ず事前に取扱代理店もしくは制度引受保険会社までご連絡ください。
- 制度引受保険会社は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決のための助言、協力を行うことができます。そのため、事故が起きた場合は、制度引受保険会社とご相談いただき、個人会員様が被害者と示談交渉を進めていただくことになります。

【事故時のご連絡先】

株式会社ゼオン

TEL045-323-3388

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

【夜間・休日のご連絡先】

AIG損保事故受付センター

TEL0120-01-9016

通話料無料(24時間・365日)

- このパンフレットは一般社団法人日本フィットセラー協会専用補償制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または制度引受保険会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 制度引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

取扱代理店

株式会社 ゼオン

〒220-0004 横浜市西区北幸 2-6-26 HI 横浜ビル 4F

お問合せ先 : 045-323-3388 FAX 送信先 : 045-322-5193

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

メールアドレス : info@yokohama-zeon.com

制度引受保険会社

A I G 損害保険株式会社

横浜支店

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19 富士火災横浜ビル 8F

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合わせ先 : 045-277-3110 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)